

平成29年度第2回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成29年10月27日（金）午後1時30分～午後3時30分

○会 場：白山会館 胡蝶の間

○出席者

- ・ 委 員：松永会長代理、石川委員、富田委員、高井委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、多賀委員、本間委員、松井委員、有川会長、布施委員、広岡委員
計14名（欠席委員：熊谷委員）
- ・ 関係課：こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、学校支援課、各区健康福祉課
- ・ 事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員4名

○傍聴者：8名

1. 開 会

（司 会）

ただ今から平成29年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行をつとめます、障がい福祉課課長補佐の佐藤です。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

あと、委員の皆様の発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入る前に、配付資料の確認をお願いします。はじめに、事前にお送りしたものとして、

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 【資料1】新潟市における障がいのある人の状況について
- ・ 【資料2-1】障がい者全般を対象としたアンケート結果について
- ・ 【資料2-2】障がい児を対象としたアンケート結果について
- ・ 【資料2-3】障がい福祉施策に関するニーズについて
- ・ 【資料3-1】第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の成果目標及び見込量について
- ・ 【資料3-2】入所施設からの地域移行状況について
- ・ 【資料4】各年度の活動指標（サービス見込み量）について

以上の9点となっています。また本日、机上に配付させていただきましたけれども、一番上に座席表、その下に、ともにプロジェクトの紹介とロゴマークの募集のチラシ、カラーのもの、その下に、事前にお送りした資料の差し替え分として、資料3-1（修正後）と、資料3-2（修正後）を配付させていただきました。皆さん、そろっていますか。大丈夫でしょうか。もしないようでしたら、係に言っていただければと思います。

本日の出席状況ですが、委員15名のうち、熊谷委員から欠席の連絡をいただいておりますので、14名の委員の方々が出席されております。過半数に達しておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 障がい福祉課長挨拶

（司会）

それでは、開会にあたりまして、田中障がい福祉課長よりごあいさつ申し上げます。

（田中課長）

皆さん、こんにちは。障がい福祉課長の田中です。日ごろより、皆様におかれては本市の障がい福祉施策のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。

本来であれば、福祉部長がごあいさつさせていただくところなのですが、他の公務と重なっておりますので、私が代わりにあいさつさせていただきます。

今日の障がい者施策審議会は今年度2回目ということです。2回目の本日においても、引き続き、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画についてご審議いただきたいと思います。また、本日の会議においては、次期の第5期計画の中心的な内容となる成果目標とサービス量の見込みについて、特に集中的にご審議をお願いしたいと考えているところです。

その他の計画にかかわる部分については、後日、皆さまに一旦案をお送りして、事前に皆様の意見をお伺いして、その意見を反映した内容で、次回、第3回、11月の施策審議会でお示しし、ご審議いただきたいと思いますと考えております。ご協力のほどよろしく申し上げます。

話が変わって恐縮ですが、最近の障がい福祉課の取組みということで、今日の追加資料でも配っていただきました、ともにプロジェクトというチラシです。10月1日号の市報にいがたでご覧になった方もいらっしゃると思いますが、市として、障がいや障がいのある人への理解促進に向けて、ともにプロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、昨年4月に施行した新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発の一環として、障がいのある人とない人のふれあいの機会の拡大、創出に取り組んでいくというものです。取組みを効果的に行

っていくために、今月末の締め切りになっていますけれども、プロジェクトのロゴマークを募集しているところです。こうした普及啓発の取組みについても、計画の成果目標に盛り込んでいきたいと考えています。

最後に、計画策定に向けて、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、本日はよろしく申し上げます。

議事（１）新潟市における障がいのある人の状況について

（司 会）

では、これより議事に移ります。ここからは有川会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（有川会長）

皆さん、こんにちは。外はとても天気がいいのですが、今日は締め切っております。気持ちも沈みがちにはなりますけれども、3時半をめどにこの会議を進めてまいりたいと思います。

本日の時間配分について確認させていただきます。次第をご覧ください。議事（１）新潟市における障がいのある人の状況については大体15分程度を見込んでおります。（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査については45分程度、（３）第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案については45分程度の時間を予定しております。会議終了は3時半までとなっております。できるだけ時間内に終了できるようにご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議事の（１）新潟市における障がいのある人の状況について、事務局から説明をお願いします。

（田中課長）

議事について、まず、私からご説明させていただきます。議事（１）新潟市における障がいのある人の状況についてご説明します。

資料1をご覧くださいと思います。この資料は、政令指定都市に移行した平成19年度から現在までの障がいのある方の人数の推移を示したもので、基礎データとして、今後策定する計画の巻末に資料編として掲載することを考えております。

1ページですが、身体障害者手帳所持者数の推移です。全体数としては約3万人で、平成25年度をピークに減少に転じ、以後、3年連続で徐々に減少している状況です。年齢別の内訳としては、65歳以上の方の比率が増加傾向にあり、平成28年度では74.5パーセントと、約4分の3に達しています。

次の2ページは、身体障害者手帳所持者の障害等級別内訳を示したものです。各等級の比率にはそれほど大きな変化がないことが読み取れると思います。

次の3ページは、療育手帳所持者の状況です。療育手帳所持者は年々増加していますが、18歳未満の数はほぼ一定で、18歳以上の方が増えている状況です。続いて4ページは、療育手帳所持者の障がい程度別内訳です。療育Aの方の比率が減少して、療育Bの方の比率が増加している状況です。

続いて5ページは、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移です。これは、他の障がいと比較して大きな増加傾向を示しており、平成19年度と28年度を比べると、約2倍になっています。内訳としては、精神1級の重度の方の数はそれほど大きく変動していませんが、2級、3級の方が大幅に増加しております。これをさらに年齢別に見たのが6ページの表です。平成24年から28年までのデータですが、19歳以下の方の手帳取得が他の年代より大きく伸びているのが特徴です。

7ページは、自立支援医療利用者の推移を示したものです。これは精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても利用できるサービスで、手帳所持者の約2倍の利用があります。

最後の8ページになります。発達障がいと難病患者です。発達障がいのある方の実数は統計がありませんが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の中に発達障がいのある方が含まれています。次の難病患者についても実数として統計はありませんが、特定医療費受給者証の交付数を参考掲載させていただいています。平成19年と28年を比較すると、約5割増加しておりますが、毎年、新たに難病指定される疾患があることなどが主な原因と考えています。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありますか。

(松永委員)

身体障害者手帳所持者の数字が身体障がい者の1ページにあります。これは身体障がい者全体で書かれているのではないかと思います。この審議会には視覚障がいや聴覚障がいなど、いろいろな障がい別の方々も出ております。そうすると、全体の数字ではなくて、障がい別の数字も提供していただけないでしょうか。市のホームページを見れば、数年前までは確認できたのですが、こういう大事な会議ですから、全体の数字よりも、身体障がい者全部をくくるのではなくて、その中の障がい別のもも提供していただければと思います。参考資料でもいいので、我々自身も自分たちの障がいの数がどのように変わってきているかも見ていく必要があると思いますので、その辺、よろしくをお願いします。

(田中課長)

今日をご用意していませんけれども、今おっしゃった資料については、次回、事前に案の送付をさせていただきますので、そのときに合わせて同封させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(有川会長)

ほかにございますか。

特にありませんか。では、議事（１）については終了させていただきます。

議事（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査について

続いて、議事（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査に移ります。事務局から説明をお願いします。

(田中課長)

引き続き、私からご説明します。議事（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査についてご説明します。今回、第５期障がい福祉計画と第１期障がい児福祉計画を策定するにあたり、２つのアンケートを行いました。

一つ目は、障がい者全般に関するアンケートで、第４期障がい福祉計画策定の際にも実施したもので、前回とほぼ同じ内容で調査を行っております。この結果をまとめたものが資料２－１になります。もう一つのアンケートが、新たに策定が義務づけられた障がい児福祉計画策定の参考にするために障がい児を対象に行ったもので、今回、初めて実施したものです。結果をまとめたものが資料２－２になります。

これら二つのアンケートから施策に関するニーズを直接的に聞いている部分を抜き出して整理したものが、資料２－３になります。資料の詳しい内容については担当から説明させていただきます。

(高橋係長)

お手元の資料２－１をご覧ください。障がい者全般を対象としたアンケート結果についてご説明します。このアンケートについては計画策定のたびに実施しており、調査項目も概ね前回と同じです。

１番のアンケート概要ですが、対象者は障害者手帳等を所持している皆さんを対象として、その中から１割の方を無作為に抽出させていただいて、延べ４,９１４人の方に調査を行いました。期間は平成２９年６月２１日から７月１３日までの約３週間。調査票を郵送し回答を返信いただきました。

回収率は、今回、５４．２パーセントで、前回の調査とほぼ同じ回収率です。表にあるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病の５種類について約１割の方を抽出して調査しました。発達障がいの方の回収率が２４．０パーセントと低くなっており、やはり障がい特性などからこういった調査にお答えいただくのが難しい方が多かったのではないかと考えています。

次に、２番の項目別回答状況です。問１として、あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受

けていますかという質問です。これは先回と同じ質問なのですが、回答の傾向もほとんど同じで、介助・支援は受けていないとされる方が最多となっています。手帳等を持っている方であっても、あまり介助が必要ない軽い方も含んでの調査になりますので、数としてはやはりこれが一番多くなるのかなと考えています。

続いて施設職員、配偶者、子、母、父などのご家族といった方から介助・支援を受けている方が多いという状況です。

次に、1ページめくっていただいて2ページをご覧ください。問2、あなたは普段、平日の昼間をおもにどのようにして過ごしていますかという質問です。これについては、前回調査と比較しやすいように、平成26年と29年の円グラフを左右にお示ししました。特に何もしていないという回答が一番多い状況は変わらないのですが、前回調査時より3.8パーセント減少しています。併せて特徴的なのが、正社員として働くなど就労に関する活動をして過ごしている人が前回調査より7.2パーセント増加している状況がこの調査から分かりました。

次に、3ページ目をご覧ください。問3、あなたが現在利用している福祉サービスは何ですかという質問です。回答の傾向は前回の調査とあまり変わらないですが、補装具費支給や日常生活用具給付のサービスを利用している方が最多で、かつ、前回調査より伸びています。日中一時支援、短期入所が前回調査より減っています。生活介護は前回より増えています。相談支援事業、就労継続支援が前回よりも大きく伸びております。グループホームの利用も伸びている状況です。グループホームについては整備に非常に力を入れてまいりましたので、そういった影響が出ているものと考えております。

3ページ下の問4ですが、新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますかという質問です。これについても、概ね前回と同じ傾向で、経済的負担の軽減を多く必要とされる方が圧倒的に多いです。その次に、道路・交通・建物のバリアフリー、次いで相談支援体制となっております。少し特徴的なところが、下から五つ目のその他ですが、以前はその他という回答がけっこう多かったのですが、今回、その他と答えた方が大きく減りまして、代わりにどこが増えているのかというと、その上の意思疎通支援と答えた方がほかと比べて大きく伸びている状況です。

次に4ページ目です。問5、あなたは将来どのような場所で暮らしたいと思いますかという質問です。これについては自宅で過ごしたいという方が前回よりかなり大きく伸びまして、6.6ポイント増となっております。

次の問6、あなたは障がいを理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますかという質問です。前回とそれほど大きな変化はありませんでしたが、特徴的なのは、「ある」と答えた方はほぼ変わらないのに対して、「ない」と答えた方が増加していま

す。「ない」とはっきり答えられるということは、障害者差別解消法やそういう関連法の整備によって社会全体の意識が少しずつ変わってきているという影響が出ているのではないかと思われます。

5 ページ、あなたの現在のお住まいの区はどこですかについては、これは人口比率とほぼ同じ結果で、前回とあまり変わらない回答になっています。

それから問8のあなたの年齢を教えてくださいという質問については、大きくは変わらないのですけれども、65歳以上の方が徐々に伸びているということで、こういったところにもやはり高齢化の影響が出ていると考えられます。

次に6 ページです。問9、あなたの性別を教えてくださいという質問については、男女比率がほぼ半々になっています。

問10、あなたがお持ちの手帳の種類と等級について教えてくださいというところについては、あまり比率は変わっていないのですけれども、身体障害者手帳の方が66パーセント、それから療育手帳の方が13.2パーセント、精神障害者保健福祉手帳の方が12.2パーセント、手帳は持っていないとされる方が11パーセント、無回答が3.5パーセントという結果です。先ほどの松永委員のご意見に関連しますが、ここにアンケート回答者の中の身体障害者手帳所持者の内訳を示させていただきます。

肢体不自由の方が55パーセント、内部障がいの方が20パーセント、視覚障がいの方が14パーセント、聴覚または平衡機能障がいの方が8パーセント、音声・言語・そしゃく機能障がいの方が2パーセント、無回答の方が1パーセントという結果です。その下に肢体不自由の方の障がい種別に応じて等級を示させていただきます。

8 ページ、療育手帳の内訳ですが、これについては療育手帳Aが44パーセントでBが54.9パーセントという結果です。それから精神障害者保健福祉手帳については、1級の方が10.5パーセント、2級の方が77.8パーセント、3級の方が11.4パーセントです。これも前回とあまり大きくは変わっていないのですが、2級の方の伸びております。

次に9 ページです。問11、あなたの現在のお住まいは次のどれでしょうかということで、持ち家に住んでいるかとかグループホームに住んでいるかとかそういうところです。増えているのは民間賃貸住宅（アパート・マンション）が増えておりまして、次に公営住宅が1.3パーセントほど伸びております。グループホームも0.1パーセントほど伸びている状態です。

次に、9 ページ下の問12、あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですかということですが、これも前回とほぼ同じような回答の分布になっております。

次に、10 ページ、問13、あなたが得ている収入源は次のうちのどれでしょうかという質問ですが、これも前回とほぼ同じ内容となっております。

次に、問 14、この調査票の回答と記入はどなたが行いましたか。自分自身が回答して記入という方が最多となっており、この比率が前回よりも大きく伸びております。

次に、11 ページ、問 15、新潟市の今の障がい者施策全般について満足度を 100 点満点であらわすと何点になるでしょうかというところです。点数の分布自体は前回調査とあまり変わらないのですけれども、平均点で見ますと 1.1 点上がっているということで、少しは市の施策が評価されつつあるのではないかと考えております。

最後に、問 16 です。「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度です。前回調査時に知っているとされた方が 10 パーセントだったのに対して、今回、15.4 パーセントと、5 パーセントほど伸びているという状態です。

先ほど松永委員からご質問がありました、障がい種別で見た場合のアンケート結果ですが、どの程度詳しく分析することができるか検討させていただきたいと思っております。

(小柴係長)

引き続き、資料 2-2、障がい児を対象としたアンケート結果について、私から説明させていただきます。資料 2-2 をご覧いただき、先ほど障がい福祉課長からお話が合ったとおり、今回、第 1 期障がい児福祉計画を策定するために初めて行った調査で、先ほどの全体の調査と違って前回との比較はありませんが、配布した資料に基づきご説明させていただきます。

1 番のアンケート概要です。対象者としては、①にあるとおり、市内の特別支援学級、通級指導教室、それから特別支援学校の児童生徒、全部で 2,253 人を対象としています。2 番目として、児童発達支援センターころんの利用者 85 人を対象としています。

抽出については、1 番の学校関係が約 1 割になるように、学校単位などで抽出しております。

それから児童発達支援センターの利用者については全員に実施しました。

方法については、学校等を通じて配布、回収という形で行っております。回収率はこちらに記載のとおり、66.9 パーセントという状況です。

2 番目の項目別の回答状況についてご説明します。まず、問 1、お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたかという問ですが、①、②ともに家族の気づきが一番多い状況です。学校では保育園、幼稚園、学校等の助言が 2 番目となっております。それからいずれも各種健診等の割合が非常に高くなっておりまして、健康増進施策が一定の効果を発揮していると考えられます。

ページをめくっていただきまして、問 2 です。あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますかという問になります。それぞれ学校、ころんともに現在通っているところが一番多い状況になっています。次いで病院等が多い状況となっております。

次の問 3 ですが、お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか

という問については8ページをご覧ください。表が出ておりますけれども、圧倒的に多かったものは障がいに対しての周囲の理解が35件ということで、一番多い状況になります。主な意見として、その下のところに書いてありますけれども、周りの子どもや先生、大人が理解してくれることが、1番の支援になるなどの意見が寄せられております。

ページをお戻りいただきまして、問4になります。お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますかという問です。学校では約4割が利用していると回答しております。逆に6割が利用していない状況です。こころんについては児童発達支援のサービスを利用しているということから、当然、利用したことがあるという比率が高い状況となっております。

続いて3ページをご覧ください。利用している（していた）福祉サービスは何ですかという問です。学校、こころんともに児童発達支援が最多という状況になっておりまして、次いで学校では放課後等デイサービスという状況となっております。その下の問4-3、利用したことがないを選んだ方に理由を聞いておりますが、学校ではサービスを知らない、よく分からないというのが半数弱、最多という状況になっておりまして、こころんでは、サービスを知っていても利用する必要性を感じていないという方が最多で、次いでサービスを知らない、よく分からないと続いております。

次のページ、問5、学校にお子さんが通う上で、あなたが求める福祉サービスを教えてくださいという問ですが、こちらは学校、こころんともほぼ同様の結果となっております。教師や他の児童・生徒の理解と配慮が最多となっております。それから2番目の学習支援や介助など、学校生活のサポートも、一番多い理解配慮に類似する部分がありますけれども、こちらが2番目に来ております。また、少数ですけれども、下から二つ目の医療的なケアも若干数字が入ってきております。

その下の問6、お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますかという問については、16ページをご覧ください。最多となっているのが働く場の確保という状況となっております。主な意見として、障がいのある子どもでも得意な事や特性を活かして働ける場が増えるといいという意見がありました。

またページをお戻りいただきまして、問7です。アンケートの項目になかったが、お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入くださいという問です。こちらは17ページに記載していますが、周囲の理解というものがやはり多いという状況となっております。

続いて問8、お子さんの現在のお住まいの区はどこですかという問ですが、これは母数とおおむね一致しておりまして、参考までにご覧いただければと思います。

5ページ、お子さんの学年（年齢）を教えてくださいというものもご覧のとおり結果となっ

ておりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

その下の問 10、お子さんの障がいや発達課題について教えてくださいという問ですけれども、こちらも 18 ページに記載がありまして、内容の多い順に自閉症スペクトラム、2 番目に言葉の発達の遅れ、知的障がいというように続いております。

ページを戻っていただいて、問 11 です。お子さんが利用している学びの場を教えてくださいという問ですけれども、こちら調査対象者の属性に関する項目となっておりますが、母数とほぼ一致している状況です。

続きまして 6 ページ、問 12 です。お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてくださいという問です。学校では交付を受けていない方が最多で 6 割ほど、こころんでは通所受給者証が 6 割を超えて最多という状況になっています。いずれの区分についても、2 番目に療育手帳という状況になっております。

最後のページ、7 ページでも条例の認知度をお聞きしています。学校では 3 割ほど、こころんのほうでは半数以上が知っているという回答いただいております。先ほどの障がい者全般に対するアンケートよりも認知度が高いという状況になっております。

(高橋係長)

続いて、資料 2-3 について説明させていただきます。表と裏で障がい者全般を対象としたアンケート、それから障がい児を対象としたアンケート、それぞれのニーズについてお聞かせいただいた項目をより詳しく分析したものです。表のほうは障がい者全般を対象としたアンケートで、項目は先ほど説明したとおりなのですが、それを身体障がいの 65 歳以上の方、それから 65 歳未満の方で分けてどのような傾向になっているか、それから療育手帳をお持ちの方、精神障がい、発達障がいの方、重複の障がいがある方、難病の方に分けて記載しています。ご覧いただいで分かるように、全体でもそうなのですが、経済的負担の軽減が一番多くなっております。

次に、黄色いところが 2 番目に多いところですが、道路・交通・建物のバリアフリーが全体で 2 番目に要望が多かったところです。障がい種別で見ると、当然ですが、療育手帳の方については高くなく、精神障がい、発達障がいの方も、特に要望がないという状況です。

青いところが 3 番目に多いところですが、これについてもけっこうばらつきがありまして、全体でいうと一番上の相談支援体制が多いのですが、身体障がいの方については相談支援体制はそれほど必要なくて、精神、発達、重複、難病といった方のニーズが高いという状況です。逆に身体障がいで 65 歳未満の方、それから療育手帳の方については、雇用促進や就労支援についてのニーズが高いという状況です。また、身体障がいの 65 歳以上の方については下から 3 番目の介助者へのサポート、老老介護やそういった部分も絡んでくるのではないかと思うのですが、介助者自身へのサポートも必要だといったニーズが表れております。

裏をご覧くださいまして、障がい児を対象としたアンケートです。これは障がい種別に見るのではなくて、今通っている場所別に見たものです。一番多かったのが、一番上の障がいや発達課題などに対する教師や他の児童・生徒の理解と配慮ですが、これはどの場所で見ても同じ傾向があるということです。

2番目に多い黄色い部分ですが、これは学校によって少し違いがあつて、全体でいうと学習支援や介助など、学校生活へのサポートが2番目に多くなっています。通級指導教室の方は、障がいや発達課題などに合わせた環境の整備が高いという状況です。ほかは全体の傾向と大体同じになっております。ここで注目していただきたいのは、赤い部分なのですけれども、教師や他の児童・生徒の理解と配慮が特別支援学校では55.9パーセントなのに対して、特別支援学級、通級指導教室となっていくにつれてニーズが高くなっていきます。これは逆に言うと、学校側の理解が十分ではないということを表しているのではないかと考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。かなりデータが膨大なので、なかなか一つずつ確認する時間がなかったとは思いますが、障がい者全般を対象としたアンケートは、平成26年との比較ということで、先ほど、前回調査との違い等の説明があつたかと思います。

今回、児童に関しては初めての調査で、その点に関しては自由記述式のアンケート等も行っております。実際は数値上見えてこない具体的な内容等がかなり細かく説明している部分もあるかと思います。何か皆さんのほうでご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(富田委員)

障がい児のことにに関して2点お願いします。アンケートにもありましたように、特別支援学校や学級に通わせているので、一人一人の障がい特性に合った支援をしていただけたらと思って入れたのに、なかなかそれが難しいという声が学齢部からはよく出ています。7月に学齢部でカード作りQ&Aというイベントを開きまして、保護者の方にもとても好評だったのですけれども、学校の先生にもとても反響がありました。絵カードを使うのはよいということは分かっているのだけれども、具体的にどう使っているか分からないという先生がいらっしゃいました。絵カードとか視覚支援というのは発達障がいや自閉症の子どもにとっては絶対に必要なものです。これから行く場所や、やることを目に見える形で示すということです。最初は絵や写真なのでしょうけれども、成長に伴って文字だけにするとか、筆談によって自分の気持ちを表現したり、お互いにコミュニケーションが取れるようになるのはとても大事だと思います。

特別支援学級に通っている子どもは障がいが軽いから言葉だけで分かるのではないかと勝手に思ったり、周りが動いているから分かっているのではないかとというのは、全然本人は分かっているということなので、こういう少しの分からないということがどんどん積み重なって、1か月

後には大爆発みたいな話はよく聞きます。新学期にはばっちり視覚支援をそろえる。もし本人が使わないものがあつたら、それは必要ないから使わなくてもいいと思うのですけれども、大人が勝手に判断せず本人が選べるような形をとっていただきたいと思います。言葉というのは消えてしまうので、自閉症の子どもには分かりにくいです。目で見て分かるものにしていただくととても生活が安定すると思います。こういった私たちの情報や経験を教育委員会の学校支援課と連携して、子どもが過ごしやすい学校にしていけたらと思います。

(学校支援課：斉藤)

学校支援課で特別支援教育を担当している斉藤です。ただいま、貴重なご意見、ありがとうございます。

私どものほうでも、年間を通じて特別支援学級の担任を対象とした研修、あるいは校長、教頭、教務主任、コーディネーターと、職位別の特別支援教育に関する研修を行っているところです。今後も、今いただいた意見を現場に伝えまして、子どもたちに分かりやすい教材、あるいは環境支援を整えていきたいと考えております。ありがとうございました。

(富田委員)

もう1点なのですけれども、9月に学齢部でランチ会をやりました。7人集まりまして、その内二人が新潟県立精神医療センターの入院待ちという状態でした。お二人ともとても疲れ切っている状態でした。その内お一人は、息子さんが毎日暴れていて、家族の心が折れかかっているからどこでもいいから入院させたいということで、北区のある病院へどうにか説得して連れて行ったのですけれども、こんな大変な子どもはうちでは見られないと言われて、返されたそうです。信じられない話なのですけれども。うちも入院はしたことあるのですけれども、そのときは本人は毎日苦しくて暴れているのですけれども、家族もぼろぼろの状態です。

それでもすぐ入院できなくて、2か月くらい待ったのですけれども、どんどん親のほうの心が病んでくるのです。具体的に、どうしたら二人でいなくなれるかとか、自然災害とか交通事故にどうにか巻き込まれないかとか、そのようにして、どんどん家族全体が崩壊の方向に行ってしまうのです。

これはやはり重症化した児童の入院が県立精神医療センターしか受け付けていないというところが問題なのではないかと思えます。一番人口の多い新潟市にも、そういった強度行動障がいとか重度の児童を受けられる病院を、ぜひ、作っていただきたいと切望します。よろしく願います。

(杉本係長)

障がい福祉課介護給付係長の杉本と申します。

富田委員の意見は重々分かっておりますが、病院については管轄しておりませんので、ご要望

としては受け取り関係機関へ伝えていこうと思います。

そこで一つ、新潟市としては、今後、重度や重心の施設についての補助金を厚くしていこうと考えております。太陽さんを含めそのような施設の方々と協力しながら、障がい福祉課のほうでできることについては努力していこうと思いますので、また今後ともよろしく申し上げます。

(有川会長)

ありがとうございました。調査結果にも、今の話の一部ですけれども、入院の理解も少し不十分だという意見が上がっているところもありましたし、今の富田委員のお話の中でも、やはり理解については障がい児のアンケートの三つのところで一番上に来ているということで、こういったことも全体で支えていく必要があるのではないかと感じました。

(丸山委員)

一つ意見と、一つ質問です。

2-1のアンケート結果ですけれども、アンケート結果としてはあまり得るものがないなと思います。というのは、18ページを見ていただくと分かりますが、小さい、児童の発達課題がずっと並んでいますが、1から6くらいまではずっと見るとほとんど発達障がい絡んでいる課題だなという想定がつかます。そのくらい多いわけです。一般的にも顕在化していない潜在的なものまで含めると、他の障がい種別に比較して丸一つ発達障がいが多いと言われています。そういう中で、資料2-1は身体障がい者のアンケート、回答者は別として、対象者3万人で、相当数が多い発達障がいが1,000人しか対象になっていない。そうすると、約7割弱が身体障がい者を中心にしたアンケートになっていて、回答した例の手帳とか、約66パーセントという身体障がい者が出てくるので、身体障がい者のアンケート結果としては見て分かります。そのほかの障がいから見るとぴんとこない点があります。例えば、発達障がいの人がだれと一緒に同居していますかというものに対して、配偶者が圧倒的に多いのはまず有りえません。そういうところから見て、どうもぴんとこない。この辺のアンケートの取り方は障がい種別に分解してくれたほうが意味を持つのではないかと思います。

もう一つは、発達障がいと精神障がい分離できていないということについては、3年前から厚生労働省とも話をしまして、分離してもらわなければ困るということをお願い申し上げています。今、その方向で検討していますという回答をいただいたのですが、その後は何の進展もないということで、この辺、行政として何か情報をつかんでいたら教えていただきたいと思えます。

質問は、資料2-2の3ページ、問4-3です。「イ. 利用したことがない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですかと聞いたら、サービスを知らない。②のころんというのはころんを利用している人なのですね。母数は8と小さいのですけれども、利用していながら利用した

ことがないとか、私は意味が理解できないということです。単なる保育園の親戚くらいに考えているのか、福祉サービス機関とは思わないで利用しているのだろうかというような受け取り方をしています。この意味はどういうことなのか、ご説明いただければと思います。

(高橋係長)

まず、最初のほうからなのですけれども、発達障がいの方のデータ数が少なすぎるというところですが、なかなか発達障がいの方の総数をおさえるということ自体が難しく、また、そういった方々の連絡先を一元的に管理しているわけではないということから、調査自体が難しいというところで、今後、工夫をしていかなければいけないところだというのはご了解いただきたいと思います。

(丸山委員)

私が申し上げたのはもっと増やせという意味ではなくて、身体障がい3万と発達障がい1,000人を一緒にして平均的な調査結果というのは意味がないということです。1,000人でもいいので、その種別ごとに傾向を出していただきたいということを申し上げているのです。

(高橋係長)

傾向を出すために資料2-3としてニーズがどう分布しているかをお示しさせていただきました。そうしますと、ほかの項目についても全部障がい種別で出すということでしょうか。

(丸山委員)

出せるならそうしていただけるとありがたいです。

(高橋係長)

先ほど松永委員からのお話もありましたけれども、どのくらいまでクロス集計ができるか、少しやってみますが、時間も必要になってくる作業になると思いますので、会長とご相談させていただきながら、どのくらいまでできるかを検討させていただきたいと思います。

それから精神と発達の分離なのですが、こちらでも具体的な情報はつかんでいないという状況です。

最後に、こころんを利用していながらサービスは知っているが利用する必要がないと答えている部分についてですけれども、これも初めて行う調査なものですから、なかなか質問の仕方自体にもう少し工夫の余地があったのかもしれませんが、こうした結果を踏まえて、次にやるときに生かしていきたいと思います。

推測でしかないのですけれども、こころん以外のサービスについて答えている、もしくは丸山委員おっしゃったように、ご自分が利用している施設が障がい福祉サービスではないという認識だったといったことが考えられると思います。次にこういった調査を行うときには、まず、誤解が生じないような聞き方をもう少し工夫していきたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございました。障がい種別のところでニーズが随分変わってくるという話だと思えます。その辺りが従来の調査と若干変わってきているということかと感じました。特に、発達障がいについては実数がなかなか調査でおさえ切れていないということで、それは今回の調査の中でも出てきているのではないかと感じています。

(高井委員)

資料2-3を見せていただいて、ニーズの把握のところで申し上げておきます。精神・発達の方のニーズとして相談支援が高いというところで、相談支援体制という表現なのですが、果たして制度的なことを相談したいのか。ちょうど基幹相談支援センターの方がいらっしゃるのですが、精神の方で、うちは通所施設をやっていますけれども、毎日のように少し相談してもいいですかと私のところに来るのです。相談のニーズというと、社会福祉的な相談のもの私の気持ちを聞いてくださいという相談の表現と同じく相談とおっしゃるので、こここのニーズとしては二つあると皆様にお伝えしたいところです。基幹相談支援センターの方、どうでしょうか。

(本間委員)

高井委員がおっしゃるとおり、相談支援で、それこそ精神障がいの方や発達障がいの方は毎日ご自身の気持ちで不安になったり、今の気持ちを聞いてほしいということで、よく基幹相談支援センターにも連絡が来たり、来所される方も確かに多いです。そもそも働きたいのですとか、家のほうの家事やお手伝いをしてもらいたいのですとか、家族と一緒にいて苦しいときがたくさんあるのでどこか居場所があるといいなというご相談もよく来るので、高井委員がおっしゃるとおり、相談という中でも具体的な課題を解決してもらいたいということと、今の気持ちを聞いてもらいたい、少しスッキリしたい、ほっとしたいという内容があると思います。

(有川会長)

相談支援と一括りにしても、個々の相談内容を詳しく聞いてみると、福祉サービスの相談であったり、やはり個々に書かれているさまざまな思いを伝えていく相談というものがあるのではないかと思いますので、次回調査を行うときには、少し質問内容等を検討していく必要性があると思っております。

今日はまだこのほかにも議事がありますけれども、この件に関して何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、議事については終了させていただきます。

議事(3) 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画素案について

(有川会長)

引き続きまして、議事（３）第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画素案についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（田中課長）

それでは、議事（３）第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画素案について、ご説明いたします。資料３－１をご覧くださいと思います。

第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の成果目標については、大きく分けて六つの項目を設定しました。この資料の４ページ以降になりますが、大きく⑨の表示があるものについては、第５期計画から新たに目標設定する項目で、表示がないものについては現行計画にある項目となっています。

資料の１ページをご覧ください。まず、１．福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。①施設入所者の地域生活への移行者数については、現行の第４期計画までとは違う考え方で目標値を算定したところです。第５期計画では、平成２９年度から平成３２年度の４年間で施設入所者６２３人のうち５２人が地域生活に移行することを目標にしたいと考えております。なお、この第５期計画の計画期間については平成３０年度から平成３２年度の３年間の計画ですけれども、地域生活移行者数の項目については平成２８年度末の数字を基準にするため、平成２９年度から平成３２年度の４年間の目標値となっております。なお、国の指針においては移行率が９パーセント以上で設定されておりまして、さらに第４期計画の移行未達成部分を第５期計画に持ち越して上乘せする考えが示されておりまして、このとおりに設定しますと１４０人となりまして、達成がほとんど不可能な状況と考えています。

資料３－２をご覧ください。上のグラフについては、平成２４年度から２９年度の見込みの地域移行者の状況を示しているものです。現行の第４期計画では、基本目標７６人に前期の未達成部分６３人を加えた１３９人が平成２９年度末までに移行するという計画になっております。現在の平成２９年度末の見込みでは、恐らく５６人程度にとどまると考えております。

また、下の棒グラフを見ていただくと、施設入所者の障がい程度の推移が分かります。比較的障がいの軽い方はすでに地域移行しており、直近の平成２９年３月の状況においては、区分４以上の重度の方がほとんどを占めており、この状況で国の指針どおりに目標設定することは現実的ではないと考えております。

本市では、これまで地域移行の受け皿としてグループホーム整備に力を入れるなど、積極的に取り組んでまいりましたが、この第５期計画では、引き続きこれまでと同等の成果を目指すこととし、平成２４年から２８年の実績の平均移行者数を確保するものとして、５２人の案としたところです。

続いて、②施設入所者数については、国の指針では徐々に削減する目標が示されておりますが、

本市においては目標値を設定しないこととさせていただきたいと考えております。現在、施設入所の待機者が140人ほどいることから、空きが生じればすぐに入所という状況で、削減目標の設定は不可能な状況と考えております。本市としては、引き続き居住の場や日中活動の場の確保に努め、入所待機者の解消に取り組んでいきたいと考えております。なお、この項目については現行の第4期計画でも同様の考えで、目標設定はしていないところです。

2ページをご覧ください。2. 福祉施設から一般就労への移行等です。①福祉施設から一般就労への移行では、平成32年度の年間一般就労移行者数の目標を154人といたしました。国の指針では、平成28年度実績の1.5倍の目標が示されており、指針どおりとすると210人の設定となりますが、一般就労が可能な方の多くはすでに就労しており、就労が困難な方の比率が相対的に高まっているという状況から、この目標はほぼ達成できないと考えております。したがって、本市としては、過去最高実績の1割増の人数として、154人を目標にしたいと考えております。この1割増というのは、平成30年度から障がい者の法定雇用率が2パーセントから2.2パーセントへと1割増になることを根拠として考えております。

次に、3ページをご覧ください。②就労移行支援事業の利用者数については平成32年度の利用者数の目標案を185人といたしました。これは国の指針どおり、平成28年度末時点の実績を2割増加させた数値です。

次に、③就労移行率が3割以上の事業所の割合です。これも国の指針どおり、平成32年度就労移行率3割以上の事業所の割合を50パーセント以上とすることを目標値としました。

4ページをご覧ください。④就労定着支援利用による職場定着率についてです。これは第5期計画の新規項目です。就労定着支援は平成30年度から新たに提供が始まるサービスで、これまでの実績がないために、国の指針どおり定着率80パーセントを目標にしたいと考えております。

次の項目については、こころの健康センターからご説明させていただきます。

(福島所長)

私からは、3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標についてご説明します。

この項目は新規項目となります。まず、①市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置ですが、これは平成32年度末までに設置する目標が示されております。どのような体制とするかは、現在、関係部署で協議中ですが、既存の協議体等の活用も視野に入れながら、指針どおり平成32年度末までには協議の場を設置したいと考えております。

次の②精神病床における1年以上長期入院患者数と③精神病床における早期退院率についてです。この2つは、目標値の考え方に関連があるために、一括して説明いたします。国の指針では、②の長期入院患者数について、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって一定

数は地域で生活が可能になることから、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を目標値として設定するとなっております。

③の早期退院率ですが、これは地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化によって早期退院が可能になるといったことを踏まえて、入院中の方の退院に関する目標値を設定するとなっております。このように国では決められておまして、指針で算定式も作られていますが、この算定式に必要な数値が都道府県単位の入院受療率となっております。市町村単位の数値ではありません。本市では算出することができず、目標値を設定しないこととさせていただきたいと考えております。

なお、県単位の目標値についてはいずれも新潟県において目標が設定されますが、新潟県ではまだ個別に出されておらず、作業中と聞いております。

(田中課長)

続いて私から説明させていただきます。

資料の 5 ページをご覧ください。4. 地域生活支援拠点等の整備についてです。この項目は現行計画にもあり、今年度末までに少なくとも 1 か所整備する目標となっておりますが、全国的にあまり整備が進んでいない状況から、国の指針では目標年度を平成 32 年度まで延長する内容となっております。本市におきましては今年度中に整備する方向で考えており、現在、関係機関と協議を行っているところです。第 5 期計画の目標としては、国の指針どおり平成 32 年度末時点で「有」としてあります。今年度中に整備できた場合には、改善しながらよりよいものにしていきたいと考えております。

次に、5. 障がい児支援の提供体制の整備です。この部分は全て新規項目になります。①児童発達支援センターの設置数については、国の指針で平成 32 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所設置する目標が示されております。本市においては、すでに児童発達支援センターころんが整備済みであるため、目標を「有」とし、この状態の維持及び質の向上を目指していきたいと考えております。

次の②保育所等訪問支援の利用体制については、国の指針では平成 32 年度末時点までに保育所等訪問支援を利用できる体制を整えることが目標として示されております。現在、本市では、このサービスを提供している事業所はありませんが、平成 32 年度末時点では 1 事業所以上で提供できる体制を目指したいと考えております。具体的には児童発達支援センターころんでの実施ができないかということで検討しているところです。

6 ページをご覧ください。③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保についてです。これも国の指針では、平成 32 年度末時点でこれらのサービスを提供する事業所を 1 か所以上確保することが目標として示されております。本市においてはすでに 5

事業所があり達成済みですが、どの事業所も空きがない状況であるため、受入先の確保に向け、定員増を目指していきたくと考えています。

次に、④医療的ケア児に対する支援です。国の指針では、平成30年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが目標として示されているところです。現在、協議の場としてどのような体制がふさわしいのか関係部署と検討を行っておりますが、既存の協議会等の活用も視野に入れながら、指針どおり、来年度末までに協議の場を設置したいと考えております。

7ページをご覧ください。最後の6. 障がいや障がい者への理解促進の項目です。この項目は国の指針における成果目標にはありませんが、障がい者全般を対象としたアンケートにおいて、約4分の1の人が差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがあると答えていることや、障がい児を対象としたアンケートにおいて学校の先生や児童・生徒の理解・配慮を求める回答が多かったことを受けて、本市独自の目標として加えさせていただいたものです。

①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発においては、条例の普及・啓発を図るとともに、冒頭のあいさつで触れさせていただいた、ともにプロジェクトなどにより、障がいのある人とない人のふれあいの機会を拡大・創出していくことで、障がいや障がいのある人への理解促進を図っていくというものです。指標は条例の認知度とし、平成32年度に一般の方を対象にアンケートを行い、条例を知っている人の割合が20パーセント以上となるよう取組んでいきたいと考えております。

次に、②学校等への相談機関等の周知です。障がい児を対象としたアンケートをふまえ、学校の先生から、障がい福祉サービスの種類や相談窓口などについて、より知識を持っていただくことを目的に、小・中学校から大学まで、幅広く全ての学校に毎年情報提供することを目標にしたいと考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(広岡委員)

5ページの4. 地域生活支援拠点等の整備について、少し説明させていただきたいと思います。

私ども新潟市障がい者地域自立支援協議会で、今、こちらの検討をさせていただいている次第です。地域生活支援拠点等と言っても何だか分からないかと思いますが、現在検討しているのが、来週の月曜日、10月30日にも検討状況の報告会を行うのですが、休日や夜間に急に何かあったときに、本当にどこも頼れるところがなく、今までも新潟市内に2か所あるコールセンターで対応していたわけですが、なかなか人や、環境も整備されていない中、緊急対応に関して、今、新

潟市で拠点を何とか整備しようということでやっております。各8区から代表が集まりまして、8区横断作業チームというものを作りました。それから、相談支援連絡会とも連絡を取りながらやっていますし、現在あるコールセンター事業者の方に集まっていただいて、どういったやり方がいいのかを一生懸命整備するためにやっています。

先ほど課長からも話がありましたけれども、何とか今年度中にこちらができるような形で、今現在、頑張っているところを説明させていただいた次第です。以上、補足でお願いします。

(有川会長)

ありがとうございました。補足説明でした。

(本間委員)

大きな項目の5. 障がい児支援の提供体制の整備の①児童発達支援センターの設置数で、児童発達支援センターころんには私たちも普段かかわらせていただいて、とてもありがたいセンターだと思っています。

新潟市に1か所、中央区の鳥屋野のほうにあるということで、どうしてもアンケート結果、ころんのお住まいの区のところを見ても、やはり中央区や東区や西区の方が大勢利用されていて、秋葉区や江南区や南区や西蒲区の方はなかなか利用しづらいのだろうというのが見て取れました。しかし、小さい幼児の方にはとてもいいセンターだと思っているので、設置数が新潟市に一つで本当に適正なのかとか、フットワーク、今後、質の向上を目指していかれるということなので、その動きがどうなってくるか分からないですけれども、その辺りのところをどうお考えなのか、質問させていただきます。

(高橋係長)

障がい福祉課からお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、児童発達支援センターころんの収容能力の面では、80万新潟市においては多少不足しているという声はたくさんいただいておりますが、同規模の施設をこれからいくつも作っていくというのは財政面でなかなか現実的ではなくて、そこを目指しても難しいところがあるのかなと思っています。

そこで、センターを同じように作るということではなく、ころんが中心となり各保育園の能力を上げていくといったことを目指して、地域の面的な支援能力を全体的に引き上げるため、各保育園を巡回して巡回支援をしております。また、市のほうでは発達支援コーディネーターを養成して、各保育園に発達支援ができる先生を増やしていくという取組みをしております。今、北区にかやま保育園があって、ころんのサテライト的な感じで、同じく児童発達支援をやっておりますけれども、そういったあり方も、今後、検討に入れていくべきではないかと考えているところではあります。

(有川会長)

今の話で、質の向上のお話はよろしいでしょうか。

(高橋係長)

質の向上も含めて、②の保育所等訪問支援も児童発達支援センターで取組んでいけるのではないかと考えていますので、それらも含めた質の向上と考えていただければと思います。

(丸山委員)

今、あり方の質問をされたところですが、資質の向上というのは、その下の②の訪問を意識しての話なのですか。専門的療育をやっていくという意味合いではないのですね。

(高橋係長)

専門的な療育は今もやっているつもりでいるのですが、不足だということもあるのでしょうか。

(丸山委員)

よく分かりませんが、質の向上という言葉を読んだときに、もう少し療育の専門性を高めるという意味かなと私は理解していたものですから。②は別枠で書いてあるので、どういうことかなと。今のご説明だと、質の向上というのは②のことですという説明だったので、だったら②はそれでいいのではないかとただけのことで、1番の意味合いだと分かりませんということを経験させていただいたということです。

先ほど、西区とか西蒲区とか秋葉区にないということに対して、こころんの1か所あるのだから、これ以上増やすのは予算的にもということでしたけれども、療育の専門性を上げるということは、相当の支援策、規模の拡大につながり、お金もかかります。もう1か所作るのと変わらないくらいかかってしまうということもありますので、その辺をもう少し、定性的ではなくて、具体的な記述にさせていただければありがたいと思います。

(高橋係長)

先ほど申し上げたとおり、質の向上というと、とらえ方によっては丸山委員がおっしゃるようなところにもなるかもしれませんが、こちらで意図したのは、各保育園の支援機能を上げていたり、それから②のことも含めてというところで、②だけを指すという意味ではないのですけれども、全体的にそういう取組みを増やしていくという意味で、質の向上という表現をさせていただいたものです。

(丸山委員)

まだあまりよく納得はしませんけれども、今日はそういうことでお聞きしておきます。

(有川会長)

ありがとうございます。恐らく、今日、素案の段階ですので、今日、ここでさまざまな意見等出ておりますので、もう少しこの辺り、やはり具体的な目標を立てていくものでもありますので、

どうにでも読めてしまうというよりは、やはり具体的なものが示されていくほうが、より計画としてはふさわしいと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

今のお話の中には、入所施設から地域移行への目標設定についてのお話や、就労支援の話がいくつか出ていたと思うのですけれども、この点について、何か質問、意見等ありませんか。

(富田委員)

地域移行や待機者の問題にも通じると思うのですけれども、これからの問題として、高齢化というのは避けられないと思うのです。障がい者でも65歳になったら介護サービスの利用を優先になりますが、健康な障がい者ですと介護サービスだと軽い認定になってしまって、結局、週1回しかデイサービスが使えないとか、障がい福祉サービスを使うよりも利用料が高くなってしまいますので、結局移行できていないということを聞きました。結局、そちらに行かないで障がい者通所施設をずっと利用している。一方どんどん若い人たちは高校を卒業していくのに入りたい施設になかなか入れなくなる。解決するために、障がい者専用の特別養護老人ホームとかそういうものを考えていらっしゃるのか。もちろん本人の希望が第一で、ずっとここにいたいとなれば一番優先しなければなりません。それに手厚い支援が必要な人は小規模なグループホームとか重度向けのグループホームが必要だと思います。軽い人は特別養護老人ホームに行くとか、そういった高齢化に対応できるような対策をお願いしたいと思います。

(杉本係長)

新しい制度ということで、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用が制定されます。介護保険事業を行う事業者が障がい福祉サービスをやりやすくなるような制度を国が示しました。基本的に、今、介護のほうの人が余っているかなという部分も少し聞いておりますので、その辺、介護保険課と協力しながら、介護の事業者がいわゆる2枚看板ということで障がい福祉サービスに移れるような施策を国も示しました。ただ、障がい福祉サービス事業者が介護保険のサービスを行うとなると、基本的に介護保険であるサービスについては法律上、介護保険が認定されたら介護のほうに移っていただくということになっております。

あと、こちら先ほど申し上げましたけれども、重心とか強度という方々の声が多いことは聞いておりますので、その辺については個別に事業所へ相談しに行っておりますので、私も細かく把握していませんが、介護のほうと障がいのほうではなるべく行き来できるようなサービスにこれからなっていくということで、裾野が広がるということをご理解ください。

(丸山委員)

今触れたところの定着率ですけれども、これは80パーセント目標というのを新しく設定いただいたのですけれども、今まで、例えば、昨年度ですが、新潟市の定着率の実績とデータはお持ちなのでしょうか。今まで取っていないものを新たにこれからやるということでしょうか。

(就労支援係：横野)

就労支援係の横野です。

本日、資料を持ってきていないのですが、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートが就労にかかわった登録者の皆様の定着率という数字は把握しております。

(有川会長)

その数字はよろしいですか。

(丸山委員)

全然違いますよ。かかわらないところのほうが多いわけで。何パーセントの実力を80パーセントにしようとしているのかということです。

ちなみに、私どもの定着率は95パーセントくらいです。そういう意味で、ほかの機関も全部含めてトータルで何パーセントかなど。それを80パーセントにするというのはどの程度の目標値かなという判断を知りたいと思います。後でも分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

(就労支援係：横野)

この成果目標については平成30年度から新たにできるサービスである就労定着支援事業の利用者の方の職場定着率ということですので、今のところは全く実績がないという数字です。

(丸山委員)

その説明は少し納得できないのですが、実際の給付というのは、定着を基準にして給付がなされているわけですから、例えば、就労後半年間の定着者がどのくらいか、1年後がどのくらいいるかといって最長3年までということによって決まっていくわけですよ。したがって、データがないはずはないのです。

(就労支援係：横野)

就労移行支援事業の利用者の方の定着率というのは、各事業所からデータを集めれば出せると思います。

(丸山委員)

私が申し上げているのは、就労移行だけでけっこうです。全く関係なく就労された人で、いつ辞めたのかも続いているのかも分からないという、統計の取りようがないという部分については割愛してもらって、就労移行を受けてデータとして整理されている部分だけでもありがたいと思うので、教えていただければと思います。

(就労支援係：横野)

なるべく次回までにデータを整理してお示ししたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。そうしましたら、次回までの間に数字が出せるようでしたらお願いし

ます。

(宇治委員)

7 ページの 6. 障がいや障がい者への理解促進ということで、新規で事業を設けていただいて、ありがたいと思います。その中で、多分、ともにプロジェクトの中でこれからいろいろな事業、企画がされていくのではないかと思うのですけれども、もしでしたら、今、市内にはたくさんの事業所があって、事業所の中で地域への理解という意味で、地域の方との交流や理解を深めるために、施設の中でお祭りをやったりもちつき大会をしたりという事業をそれぞれの施設が単独でやっていると思うのです。それをうまく活用するというか、新しく作るということも大事だと思うのですが、今、それぞれの施設がやっているものを使っていただいて、何か進められないかというように考えたので、その辺を一緒に考えられたらいいかなと思っています。

(有川会長)

ありがとうございます。アンケート結果でも、障がいへの理解について多数意見が出てきていたので、今のお話は積極的に進めていただきたいと思います。本市独自のところもあると思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

ほかにありませんか。まだもう 1 件、資料 4 がありますけれども、特にこれについての意見、質問等ありませんか。

よろしいですか。それでは、各年度の活動指標（サービス見込み量）の設定について、事務局から説明をお願いします。

(杉本係長)

資料 4 をご覧ください。細かくて申し訳ないのですが、あと、ページ数も多いので、サービスごとや主なもの、新たにできたものを中心にご説明させていただきます。

まず、1 ページ目①訪問系サービスについてです。全体的に、計画としては平成 26 から 29 年度はまだ見込みになるのですけれども、その平均値を基に設定しております。おおむね平均値より増加となっています。ただ、全体的に利用希望の方が多サービスなのですけれども、サービスを提供するヘルパーの方がなかなか増えないという現状にあるということだけご理解ください。純増とならないようなサービスについては、例えば、行動援護、こちらは重度者の施設入所による一時的な利用者の減がありました。平成 30 年度以降は、平成 28 年度はたまたま減ったところを加味して、平成 30 年度以降は横ばいということで見込みました。

あと、一番下の重度障がい者等包括支援については、現在、市内に事業所が一つもありませんが、代替のサービスということで、移動支援や重度訪問介護などで対応しております。重要なサービスであるということは理解しておりますので、次期計画も前回と同じ数値目標にさせていただきました。

この訪問系サービスについては処遇改善加算ということで、事業所が頑張っただけ加算するような制度を設けて、事業所がなるべく参入しやすいようにということで、参入の促進を図っているところです。

2 ページ目をご覧くださいと思います。②日中活動系サービスとなります。一番上の短期入所の福祉型については、実は、ここ数年、指定事業所が多いサービスとなっております。計画については平成 24 年度から、少し古いのですがけれども、こちらで試算させてもらいまして、それからの実績に近い近似値ということで、今回のように設定させていただきました。新規参入事業としては、通所系を運営している事業所の方が多いようです。

二つ目の生活介護についてですけれども、こちらも過去の実績ということで出させていただいております。上から三つ目、療養介護ですけれども、こちらは指定事業所が病院関係に限られているため、計画としては横ばいということでさせていただいております。

めくっていただいて 3 ページ目をご覧くださいと思います。日中活動系の就労移行支援と就労継続支援 A 型を併せてご説明させていただきます。利用実績がどちらもほかの政令指定都市より低い水準のため、平成 32 年度まで段階的に引き上げていくという見込みにあえて設定させていただきました。

次に、就労継続支援 B 型については、逆にほかの都市と比べて利用実績が大変高い水準にあるため、B 型の利用は微増程度を見込み、就労移行支援や就労継続支援 A 型の利用促進を図っていくという計画を立てさせていただきました。

最後、一番下ですが、就労定着支援、新規なのですけれども、こちらは先ほども出ましたが平成 30 年 4 月からの新サービスであって、内容が未だ不明の部分がありますので、初年度は平成 28 年度の福祉施設から一般就労への移行者の全員が就労定着支援を利用するとして設定させていただいて、その後は 3 年の利用期間というものがありますので、利用終了者と新規利用者の数が大体同じなのかなということを見越して、横ばいということで、現在は設定させていただいております。

めくって 4 ページ目をご覧ください。一番上の施設入所支援ですが、先ほど計画のほうでご説明したのですが、こちらも施設入所の重要性を理解させていただいているところなのですが、定員の管轄が新潟県であるため、なかなか市独自の増加が見込めないこと、また、退所があっても待機者がたくさんいらっしゃいますので、すぐ入所してしまうというところで、減少は現実的に難しいという状態になっております。

次に、共同生活援助、いわゆるグループホームですけれども、こちらは施設整備の補助ということで力を入れたこと、なおかつ平成 28 年 4 月に敷地内グループホームを認めるという新潟市独自の条例改正を行った影響もあってか、近年、大変増加しているサービスです。過去の伸び率が

ら数字を設定させていただきました。

居住系サービスの一番下の三つ目ですけれども、自立生活援助も新たに組み込まれた項目となります。平成30年4月1日からの新制度なのですけれども、施設やグループホームから退所した方への補助の制度になるのですけれども、実は、こちらも国によるサービス内容がまだ確定していないという状況ですが、同じようなサービスで地域相談支援というサービスがありますので、その内容を加味して計画しました。

そのページの最後、④相談支援についてです。サービスを支給するために必要なサービスで、近年、顕著に増加している部分となっております。各年度の平均の伸び率をかけて実績とさせていただいておりますが、実は、ご存じの方もいると思うのですけれども、計画相談支援については、実際、相談員の不足が大変問題となっております、サービス全体が増え続ける中、新潟市としては至急の検討課題となっております。その下の地域移行支援や地域定着支援というサービスもあるのですが、こちらは相談員の方がなかなか手が回らないという状況もあり、前回からの計画を基に増ということで設定させていただいております。

めくっていただいて、5ページ目をお願いいたします。障がい児支援ですけれども、障がい児のサービスが近年著しく増加傾向にあるということです。まず、児童発達支援と放課後等デイサービスですけれども、近年、非常に利用者のニーズが高く、事業所数が大幅に増加しているサービスです。伸び率はある程度鈍化することは想定しているのですけれども、どちらも増加ということで計画させていただいております。

上から四つ目の保育所等訪問支援です。こちらは新規ではなくて拡充になっておりまして、今までも実はあったのですけれども、指定の事業所がいなかったという現状があります。今回、法律改正で平成30年から拡充されまして、現在実施しているところはありませんけれども、児童発達支援センターが主となって整備を行う予定です。現在としては、平成30年度から検討に入りまして、平成31年度は職員の配置、平成32年度には二人体制で見込むということで、人員要求も絡むということで、現在はこのような計画ということでやらせていただいております。

次に、また新たに見込まれたということで、居宅訪問型児童発達支援です。こちらも平成30年からの制度なのですけれども、平成30年からの制度については国から示されていない部分もありまして、制度の内容が全く見えないようなサービスになっております。対象者が医療児ということも考えられるため、制度がはっきりしてから検討させていただこうと思っております。

次に、障がい児相談支援です。各サービスを支給するために必要なサービスです。児童発達支援や放課後等デイサービスの伸びに比例して実績も大幅に伸びております。相談員の方が頑張っていてやっていただいているのですが、こちらも相談員の不足が問題となっておりますので、新潟市全体の至急な課題ということで、障がい福祉課として検討していきたいと思っております。

この項目の新たなものということで、医療型ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数です。こちらは先ほどの医療的ケア児の会議の設定と絡まっているのですが、こちらでも、こちらでも平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設定することになっておりまして、そちらの協議の場を設定して、そこで検討させていただこうと思っております。よって、現時点では見込み数が設定できないという状態となっているサービスになります。

次に、6ページ目をお願いします。上から三つ目の相談支援事業についてです。こちらは、新潟市では、今日は本間委員にも来ていただいておりますけれども、平成27年4月から、市内の4か所に基幹相談支援センターを設置して、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行っておりますし、新潟市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例で禁止する障がい等を理由とした差別に関する対応も行っております。主な業務としては、暮らしに関する相談や保育、教育に関する相談、働くことに関する相談、お金に関する相談や権利に関する相談を行っております。

次に、その下の成年後見制度利用支援事業になります。成年後見制度の利用者は年々増加しており、これまでの実績に併せて今後も増加していくであろうということで計画を設定させていただきました。

次に、一番下の日常生活用具給付等事業ということで、一括してご説明させていただきます。日常生活用具給付等事業については、平成26から28年の実績の平均値を基に設定しております。おおむね安定した利用件数を見込んでいるのですが、排せつ管理支援用具や、主な品目はストーマ、装具なので、増加傾向を反映して約5.5パーセントということで伸びを見込んで設定させていただきました。

次に、7ページをご覧ください。地域生活支援事業ですが、まず、一番上の移動支援事業です。こちらでも平成26から29年度の見込みの平均を基に出させていただきました。最初の居宅系と一緒にこちらでも大変ニーズの高いサービスで、区分を取らなくても受けられるという使い勝手のいいサービスなのですが、ヘルパーの方が不足という現状もあり、計画としては増加ということなのですが、微増という形で設定させていただいております。

次に、地域活動支援センターです。こちらはⅠ、Ⅱ、Ⅲ型合わせてなのですが、主にⅢ型なのですが、新規指定数も多いのですが、就労Bや就労移行などに移行する事業者の方も多いので、増えて減ってということで、横ばいということでの設定とさせていただいております。

一番下の福祉ホーム事業になります。福祉ホームはグループホームへの移行を促してきましたが、最後の1棟が今年度で事業廃止する見込みのため、事業計画では利用は見込まないというこ

とで、斜線にさせていただいております。

8 ページ目をお願いします。障がい児等療育支援事業です。こちらの事業は、市内に4か所ある、先ほどご説明させていただきました基幹相談支援センターに1名ずつ障がい児支援コーディネーターを配置させていただいております、専門的にそちらのほうで相談を受けているところです。

最後ですけれども、精神障がい者地域生活支援広域調整等事業も新たに盛り込まれた項目となります。地域生活支援広域調整会議等事業は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっての調整業務を担うもので、その設置や開催回数については、今後、関係機関等と協議、検討していくこととなっております。地域移行・地域生活支援事業についてはピアサポート従事者見込み数が指標となっています。現在、すでにピアサポーターによる普及啓発を実施しているのですけれども、従事者数は、今後、関係機関等と検討していくこととなります。次に、災害派遣精神医療チーム体制整備事業については、協議会を年に1回、県と協働で開催したいと考えております。

最後、一番下ですけれども、発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業ですが、新たに盛り込まれた項目となります。発達障害者支援法の改正に伴って、平成29年度に協議会を設置いたしました。今後は年2回程度、協議会を開催していく計画になっています。

(有川会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますか。

(高井委員)

7 ページの地域生活支援事業です。地域活動支援センターⅢ型の制度の見直しのご説明をこの夏にご提案いただいております。この計画を見ると横ばいということで、事業所がB型に移られたという情報を私も聞いているのですが、この制度の見直しによって横ばいを継続するわけなのですけれども、どのように方針が変わるのか教えてください。

(杉本係長)

現在、地域活動支援センターⅢ型の補助金については再来年度をめどに見直すということで計画を立てております。それで、夏に意見交換会をやらせていただいたのですが、そちらをたたき台とさせていただいて、事務局案では難しいということも分かりましたので、事業所との意見交換や連絡会等を開催するなど、今後検討していきたいと思っております。

ただ、来年の平成30年度は今年度と同じ補助金体制になりますけれども、その事業所の新規申請は基本的に終わっており、移行する事業所をふまえると、事業所数としては1増加または横ばいになると思っております。

(高井委員)

ありがとうございます。

もう1点関連で、私どもの事業所においては短時間の利用者が大変多いのです。考え方としては、それはI型の仕事ですということで伺っておりまして、I型の事業所の新潟市における適正な配置数をどのようにお考えかお聞かせください。

(杉本係長)

適正な配置数ということは、明確にお答えはできない状態です。ただ、I型をやりたいという事業者の声も聞いておりますので、協議をしながら検討していきたいと思っております。

(有川会長)

ほかに意見はありますか。

それでは、議事(3)については以上で終了させていただきたいと思います。

本日の議事についてはこれですべて終了しました。

3 その他

(有川会長)

次に、その他ですけれども、事務局から何かありますか。

(高橋係長)

それでは、ご連絡させていただきます。本日、ご意見出し切れなかったという方がもしいらっしゃいましたら、後日でもけっこうですので、意見を寄せていただければと思います。意見を寄せていただく場合の様式は全く問いませんので、どのような形でもけっこうです。

また、今後の進め方についてですけれども、冒頭の課長あいさつの中でもありましたが、この計画の中で今回お示しした成果目標の部分だけではなく、全体の構成があるわけで、その構成が分かる資料をできるだけ早く、11月上旬くらいをめどにお送りしたいと考えております。それについて、一旦文書等でご意見をいただいて、それを反映させたものを次回示したいと思っております。

それから、これは連絡事項になりますけれども、本日、資料3-1と3-2を差し替えさせていただきました。右上の資料番号のところ(修正後)と入っているのが最新版です。事前にお送りした修正前のものはこちらで破棄させていただきますので、テーブルの上に置いていただければと思います。

それから、駐車券ですけれども、入り口を出まして階段の近くに受け付けがあったと思います。そちらでお返しさせていただきますので、お車でおいでの方は、お帰りの際にそちらに必ずお立ち寄りくださるようお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございました。皆さんのほうでも限られた時間の中での審議になっております。まだまだご意見、ご要望、ご質問等あろうかと思imasので、先ほどもありましたけれども、メールで提出いただければと思います。

皆さん、大変お忙しいところ、長時間にわたりまして会議へのご出席、ありがとうございました。以上で平成29年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終わりたいと思います。

それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(司 会)

有川会長、長時間にわたり議事進行をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様も活発なご発言をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、平成29年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。お忙しい中ご出席いただきまして、本当にどうもありがとうございました。